

～交通事故シラズの吉田町にしよう～

発行：吉田町役場防災課 地域安全部門

電話：３３－２１３４

令和４年６月発行

※静岡県警察より情報提供を受けて発行しております。

交通安全情報

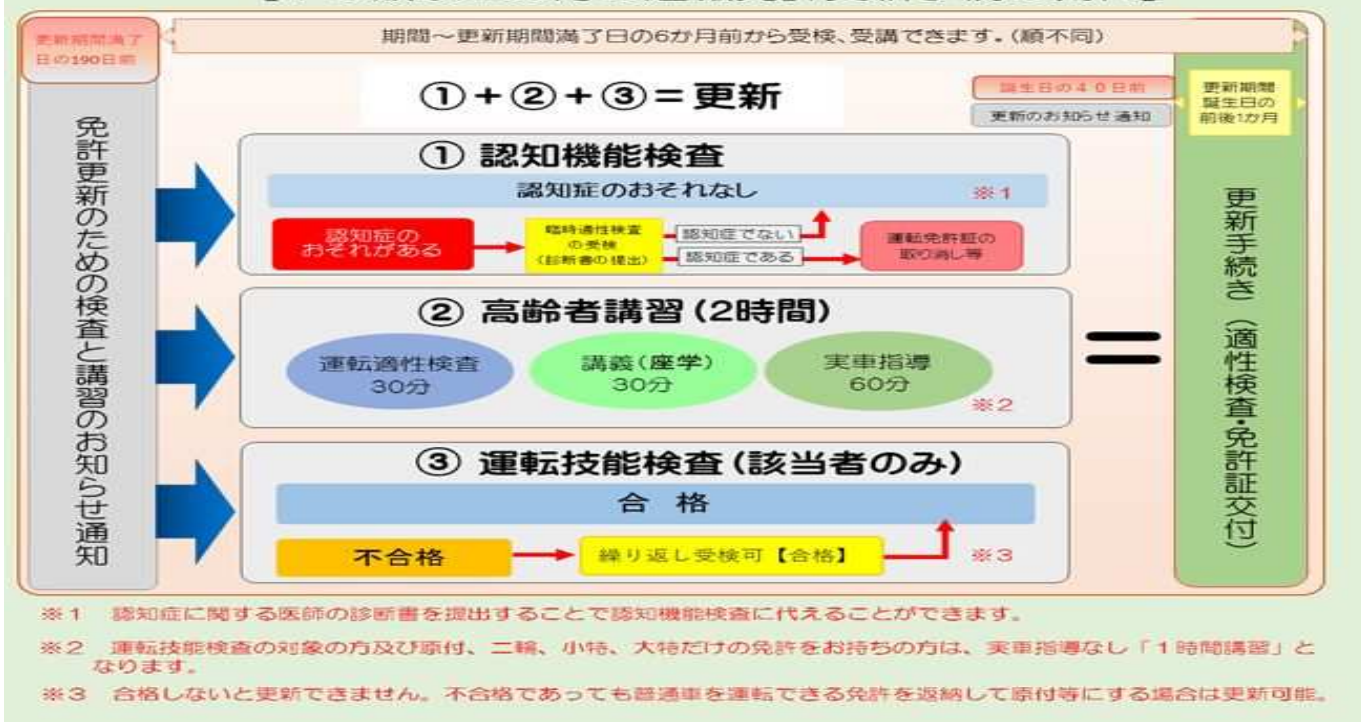
過去３年間に一定の違反歴がある高齢運転者（７５歳以上）の免許更新時の運転技能検査が義務化されました。

令和２年改正道路交通法（令和４年５月１３日施行）により高齢者の運転免許の更新において、新たに運転技能検査が導入されることとなりました。７５歳以上で、運転免許証の更新期間内の誕生日の１６０日前を基準とし、過去３年間に普通自動車等の運転で一定の違反歴がある方については、運転技能検査に合格しなければ、運転免許証の更新を受けることができなくなります。（令和４年１０月１２日以後に７５歳以上の誕生日を迎える方から対象となります。）

【対象となる違反行為】

・信号無視 ・通行区分違反 ・進路変更禁止違反 ・交差点右左折等方法違反 ・指定通行区分違反 等

【７５歳以上の方の運転免許更新手続の流れ】



～運転免許証の自主返納について～

「安全のために自動車の運転を“卒業”しようかな」と考える高齢者ドライバーが有効期限の残っている運転免許証を自らの意思で返納する制度があります。運転免許証の自主返納後は、申請によって公的な身分証明書としても使える「運転経歴証明書」が交付され、それを提示することによりタクシーやバスの割引、事業所などで様々な特典を受けることができます。詳細は、静岡県警察ホームページ「運転免許自主返納者等サポート事業」（<http://www.pref.shizuoka.jp/police/anzen/henno.html/>）でご覧いただけます。

自主返納申請は、牧之原警察署（運転免許窓口）または運転免許センターで取り扱っています。